

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月24日
【会社名】	横浜丸魚株式会社
【英訳名】	Yokohama Maruuo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩瀬 一雄
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内
【電話番号】	045(459)2921番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 小島 雅裕
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内
【電話番号】	045(459)2921番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 小島 雅裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年12月24日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ完全子会社である川崎丸魚株式会社の当社への吸収合併について決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	川崎丸魚株式会社
住所	神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 藤川 勝敏
資本金	360百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	水産物ならびにその加工品の購入、販売および販売の受託、水産物の加工、前各号に関連する一切の業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 5,193個

異動後 - 個（吸収合併により消滅）

特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100.0%

異動後 - %（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である川崎丸魚株式会社を吸収合併することにより、川崎丸魚株式会社が消滅することになるものです。

異動の年月日

平成27年4月1日（吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	川崎丸魚株式会社
本店の所在地	神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 藤川 勝敏
資本金の額	360百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	864百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	2,028百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	水産物ならびにその加工品の購入、販売および販売の受託、水産物の加工、前各号に関連する一切の業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	17,318百万円	16,561百万円	16,738百万円
営業利益又は営業損失()	12百万円	26百万円	18百万円
経常利益又は経常損失()	1百万円	37百万円	53百万円
当期純利益又は当期純損失()	2百万円	21百万円	51百万円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	横浜丸魚株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、川崎丸魚株式会社の発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役2名が川崎丸魚株式会社の取締役を、当社の監査役1名が川崎丸魚株式会社の監査役を兼務しております。
取引関係	当社は川崎丸魚株式会社との間で、商品の一部売買を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

川崎丸魚株式会社は、川崎市中央卸売市場及び川崎市地方卸売市場において水産物卸売事業を営んでおりましたが、激化する市場間競争や市場外流通との競争により市場経由率が低下していることから、横浜市場及び川崎市場においてそれぞれが営んでいる水産物卸売事業を統合することにより、グループ経営における効率性・機動性を高め、集荷販売力及び収益力の強化並びに企業価値の向上を図るとともに、事業の持続的成長とさらなる経営基盤の確立を目的として、当社が川崎丸魚株式会社を吸収合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、川崎丸魚株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他金銭等の割当てはありません。

その他の吸収合併契約の内容

平成26年12月24日に締結した吸収合併契約の内容は、後記の「吸収合併契約書」とおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	横浜丸魚株式会社
本店の所在地	横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内
代表者の氏名	代表取締役社長 岩瀬 一雄
資本金の額	1,541百万円
純資産の額	現時点では確定していません
総資産の額	現時点では確定していません
事業の内容	水産物およびその加工品の購入、販売および販売の受託、水産物の加工製造ならびに貿易、冷蔵庫の経営、不動産の所有および賃貸、前各項に関連する一切の業務

吸収合併契約書

横浜丸魚株式会社（以下「甲」という。）及び川崎丸魚株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲（吸収合併存続株式会社）

商号：横浜丸魚株式会社

住所：神奈川県横浜市神奈川区山内町1番地 中央市場内

乙（吸収合併消滅株式会社）

商号：川崎丸魚株式会社

住所：神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目1番1号

第3条（合併対価の交付及び割当）

甲は、乙の全株式を保有しているため、本件合併では一切の対価を交付しないものとする。

第4条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおりこの合併により一切の対価を交付しないため、その資本金の額及び資本準備金の額は増加しないものとする。

第5条（効力発生日）

合併の効力発生日は、平成27年4月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（合併承認株主総会の省略）

甲は、会社法第796条第3項の規定により、乙は、会社法第784条第1項の規定により、いずれも株主総会の決議による承認を受けることなく合併する。

第7条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日までにおける計算を明確にして、効力発生日において資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用を引き継ぐものとし、従業員に関する取り扱いについては、甲乙協議の上、これを定める。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は協議し合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成26年12月24日

(甲) 神奈川県横浜市神奈川区山内町 1 番地中央市場内
横浜丸魚株式会社
代表取締役社長 岩瀬 一雄

(乙) 神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目 1 番 1 号
川崎丸魚株式会社
代表取締役社長 藤川 勝敏

以上